

記入例

様式第 新たに保管を行う場合、あらかじめ届出すること。

産業廃棄物事業場外保管届出書

△△年△△月△△日

福井県知事 様

保管場所を所管する健康福祉センターに届出ることになるが、保管場所が複数ある場合、まとめて届出することができる。また、所管健康福祉センターが複数ある場合、もっとも広い保管場所を所管する健康福祉センターに届出書を提出することができる。

届出者
住所 福井県〇〇市〇〇△丁目△-△
氏名 株式会社〇〇建設
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 △△△△-△△-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段の規定により、関係書類第12条第4項及び図面を添えて届け出ます。

保管の場	所在地	① 鯖江市〇〇町-△ ② 敦賀市〇〇町△-△ ③ 高浜町〇〇△-△
	面積	① 500 m ² ② 400 m ² ③ 300 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	① がれき類、木くず ② 廃プラスチック類 ③ 木くず
	保管上限又は 保管上限	① 処分のための保管上限 (がれき類) 1,000m ³ 積替えのための保管上限 (木くず) 100m ³ ② 積替えのための保管上限 500m ³ ③ 積替えのための保管上限 100m ³
	を有する の有無	① 有・がれき類 保管高さ 4m (木くずは屋内保管) ② 無 (屋外のボックスで保管) ③ 無 (屋内保管)
	(保管を行う場合にあつては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
	保管開始年月日	① △△年△△月△△日 ② △△年△△月△△日 ③ △△年△△月△△日
備考		積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロことができる産業廃棄物の数量を記入すること。

がれきの破碎施設で自社処分を行う場合などが想定される。
※当該破碎施設が産業廃棄物処理法第14条第1項の処分業許可や法第15条第1項の設置許可に係る場合、届出対象外となる。

土地の登記事項証明書
所有権を有しない場合は、土地の登記事項証明書と賃貸借契約書のコピー等

添付書類 1 届出者が保管場所を使用する権原を有することを証する書類
2 保管場所の平面図および付近の見取図